

教育改革に関する第一次答申

昭和60年6月26日

臨時教育審議会

目 次

頁

はじめに	1
------------	---

第1部 教育改革の基本方向	3
---------------------	---

第1節 教育の現状	3
-----------------	---

第2節 教育改革の意義	6
-------------------	---

第3節 本審議会の役割	8
-------------------	---

第4節 改革の基本的考え方	9
---------------------	---

(1) 個性重視の原則	9
-------------------	---

(2) 基礎・基本の重視	10
--------------------	----

(3) 創造性・考える力・表現力の育成	11
---------------------------	----

(4) 選択の機会の拡大	12
--------------------	----

(5) 教育環境の人間化	12
--------------------	----

(6) 生涯学習体系への移行	13
----------------------	----

(7) 国際化への対応	13
-------------------	----

(8) 情報化への対応	14
-------------------	----

第2部 本審議会の主要課題	15
---------------------	----

1 21世紀に向けての教育の基本的な在り方	15
-----------------------------	----

2 生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正	16
---------------------------------	----

3 高等教育の高度化・個性化	18
----------------------	----

4 初等中等教育の充実・多様化	19
5 教員の資質向上	20
6 国際化への対応	21
7 情報化への対応	21
8 教育行財政の見直し	22
第3部 当面の具体的改革提言	23
第1節 学歴社会の弊害の是正のために	24
第2節 受験競争過熱のは正のために	27
(1) 大学入学者選抜制度の改革	27
(2) 機会の多様化・進路の拡大	31
①大学入学資格の自由化・弾力化	31
②6年制中等学校	32
③単位制高等学校	34

はじめに

本審議会は、昨年9月5日、内閣総理大臣から「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本の方策について」諮問を受けた。

諮問に際し、内閣総理大臣は、「我が国の教育は戦後著しく普及し発展してきたところであるが、近年における社会の急激な変化や教育の量的拡大等は教育の在り方にも大きな影響を与え、今日、様々な問題が指摘されるに至っている。また、同時に、産業構造の変化、情報化社会の進展、生涯学習への期待の増大、各分野における国際化のすう勢など、社会の一層の変化や文化の発展に対応する教育の実現が求められている。」と指摘している。

本審議会は、この諮問を受けて、我が国が21世紀に向けて、創造的で活力ある社会を築いていくため、教育の現状における諸課題を踏まえながら、時代の進展に対応する教育の実現を目指して、教育基本法の精神にのっとり審議を進めてきた。審議に当たっては、教育改革の様々な課題について長期的視野に立って検討することを基本にしながら、教育の現状や国民的要請にかんがみ、早期に対応することが求められているいくつかの課題について、長期的課題と関連させながら優先的に検討を重ねた。また、本審議会発足以来、各地での公聴会、教育改革提案ヒアリングなどを通じ、各方面から寄せられた教育改革への多様で貴重な意見、提案、批判などに十分配慮した。

以上のような本審議会の審議の状況は、過去2回にわたり「審議経過の概要」として取りまとめ公表したが、いくつかの課題について具体的に結論が得られたこの機会に、逐次答申の方針に従い、これまで審議してきた教育改革の基本的考え方、本審議会の主要課題および具体的改革提言を、ここに第一次の答申として取りまと

めた。

本答申における具体的改革提言については、実行可能性を重視しながら、今次教育改革の突破口ないしは最初の着手となるものとして取りまとめた。もとより、国民が強く解決を望んでいるいわゆる教育荒廃の状況や、本審議会の主要課題全体との関連を念頭に置き、また、教育改革の基本的考え方との整合性を考慮した。

本審議会は、責任の重さを十分自覚し、引き続き教育改革の基本的な課題について各界の意見に謙虚に耳を傾けながら審議を進め、国民の期待にこたえるべく真剣に努力する決意である。しかしながら、今次教育改革の成否は、第一に政府の対応いかんによるが、ひとりひとりの教師、ひとりひとりの親、すべての教育機関および学ぶ者自身を含めて教育に関係する者と全国民の改革への意志、子どもや孫たちへの愛情と責任感にまつところが大きい。21世紀を目指す教育改革の成功のため国民各位の深い御理解と御協力を訴えたい。

第1部 教育改革の基本方向

第1節 教育の現状

(1) 我が国の教育は、教育の機会均等の理念の下に、教育を重視する国民性や国民の所得水準の向上などにより著しく普及し、我が国社会の発展の原動力となってきた。このような成果をもたらした我が国の教育は、諸外国と比較して、初等中等教育の水準が高く、その結果、全般的に知的水準の高い国民が育成され、また、高等教育においても著しく進学率が上昇し、国家・社会の発展と国民生活や文化の向上に寄与してきた。これらの諸点は、国際的にも評価されている。

(2) 他方、記憶力中心で、自ら考え判断する能力や創造力の伸長が妨げられ個性のない同じような型の人間をつくりすぎていること、日本人としての在り方の自覚に欠けていること、大学における教育・研究水準には国際的に評価されるものがまだ多くないこと、研究者の交流、外国語教育などの面で国際化への対応が遅れていることなどの問題を内包し、制度やその運用の画一性、硬直性による弊害が生じていることを認めなければならない。

とくに、近年に至り、受験競争の過熱や、いじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃といわれる現象が目立ち、極めて憂慮すべき事態が生じている。これらの現象の根は深く、かつ、相互に関連しており、また、家庭、学校、社会の在り方などに複雑に絡み合っているが、その要因・背景には、例えば、次のような諸点があると考えられる。

① 我が国の著しい経済発展は、教育の量的拡大をもたらすとともに、学歴偏重の社会的風潮を一層助長した。このため、いわゆる一流企業、一流校を目指す受験競争が過熱し、親も教師も子どもも、いや応なく偏差値偏重、知識

偏重の教育に巻き込まれ、子どもの多様な個性への配慮に乏しい教育になっている。

- ② 教育の量的拡大により、生徒の能力、適性などが多様になったが、教育は、これに十分対応し得ず、画一性の弊害が現れてきている。
- ③ 社会・経済の進展に伴う学校教育への要請の高まりとともに、教育の内容が増加し高度化しがちであり、受験競争とあいまっていわゆる詰め込み教育となったり、画一的な教育・指導に陥っている傾向があり、学業についていけない者がみられる。
- ④ 我が国の教師は、教育指導上困難な点があるにもかかわらず、その努力によって教育水準を維持してきたことについては評価されるが、一部には指導力の不足した者や使命感に乏しい者もみられる。また、校長がリーダーシップを発揮できず、学校の適切な管理運営が行われないことから、諸問題に対する適時、適切な対応が困難となり、学校、教師に対する尊敬や信頼を薄くさせている状況がある。
- ⑤ 現在の学校はともすれば教師中心の発想になり、子どもの立場からものを見る姿勢が乏しくなりがちである。また、父母や地域に対して閉鎖的であり、家庭、学校、地域の間の協力が不十分になっている。
- ⑥ 教師の意識、指導体制、指導力などの諸要因により学校における德育が十分な成果を挙げていない。
- ⑦ 教育界には、実態として、中央からの指導助言に依存する傾向とこれに反発する傾向があり、これと関連して、教育行政における画一的な指導や各段階の関係機関の責任の不明確さ、当事者としての自覚の希薄さがみられる。これらがあいまって学校教育活動の活性化を妨げている面がある。
- ⑧ 家庭の変化のなかで、親の養育態度も過保護、過干渉あるいは放任の傾向が強まり、また、乳幼児期における子育ての方針が混迷しがちであること、

就業形態の変化により父母が不在がちであることなども重なって、母と子のきずなや父親の影響力の不足、しつけの不足など、家庭における教育機能が低下している。

- ⑨ 都市化の進展により、遊び場が減少し、隣人関係が希薄となり、地域の連帯感を喪失、弱化させ、その教育力の低下をもたらしている。
- ⑩ ラジオ、テレビ、出版物などマスコミュニケーションの発達は、反面、子どもを取り巻く有害な環境を生み出し、青少年に悪影響を与えている。
- ⑪ 以上のはか、都市部への移動による人口増、過疎化、進学該当年齢人口の増加などによる進学条件の悪化の問題もある。

(3) さらに、教育荒廃などについては、近代科学技術文明がもたらした諸問題とのかかわりがあることを指摘しておかなければならない。

すなわち、近代科学技術文明の発展により、物質中心主義と心の不在、実証や数量化可能なものの偏重、崇高なものへの畏敬の念の欠如、自然との触れ合いの希薄化、生命を尊重する心の不足などの問題が生じている。

また、文明がエネルギー主導から情報主導に転換しつつあり、高度情報社会の進展が一面で直接体験の機会の減少をもたらしていること、さらに、価値観の多様化、世代間の断絶が人間の成長・発達に影響を与えてることにも留意する必要がある。

(4) 以上にみた我が国の教育の現状と問題点は、明治以降の我が国の教育制度や施策などと深くかかわっている。

明治以降今日までの我が国は、欧米先進工業国に急速に追い付くことを国家目標の一つとし、教育にもこの目標を実現するための役割が強く求められた。このような考えに立つ制度・施策は、一方では日本人の勤勉性、日本社会の均質性や平等主義などと結び付いて、欧米先進工業国に追い付こうという国家目標を実現する上で、極めて重要な役割を果たした。このことは、評価されなけ

ればならない。

他方、このような制度・施策よりもたらされた教育は、欧米先進工業国のが進んだ科学技術、制度などの導入、普及を急速に推進するために効率性を重視し、全体としてみれば、その内容、方法などにおいて、画一的なものにならざるを得なかった。戦後教育改革の際にも、個性の尊重や自由の理念が強調されながら、様々な社会的状況のなかで十分に定着するには至らなかった。さらに、近年の我が国の教育は、時代の変化と社会の要請に立ち遅れていますことを指摘しておかなければならぬ。

第2節 教育改革の意義

(1) 「第1の教育改革」、すなわち明治5年の学制公布による我が国への近代学校制度の導入以来、すでに110年余の歳月が経過した。我が国の近代教育制度は、明治、大正、昭和を通じて様々な曲折を経、とくに、極端な国家主義的な教育の傾向が強まった時期もあったが、その基本的考え方は、おおむね、個人の自立・発展を通じて、国家と産業社会の発展、すなわち我が国の近代化を推し進めようとするものであったといえよう。

「第2の教育改革」としての戦後教育改革は、戦時下を中心とする軍国主義的および極端な国家主義的な教育を排除し、人格の完成、個性の尊重、機会の均等などを基本として、民主主義、自由・平等の理念を教育においても確立しようとするものであった。この「第2の教育改革」によりもたらされた義務教育期間の延長、高等教育の大衆化なども、大局的にみると、明治以降の追い付き型近代化時代の教育の延長線上にあるものであり、その意味において、明治以降の追い付き型教育は、戦後の「第2の教育改革」により補完されたとみることができる。

(2) 「第1の教育改革」および「第2の教育改革」を通じて築き上げられてきた

我が国の教育は、「第1節 教育の現状」すでに述べたとおり、その成果の反面、現在、受験競争の過熱や、いじめ、登校拒否、校内暴力、青少年非行などの教育荒廃を生むとともに、創造性、個性の尊重、高等教育の内容、国際性などの面における種々の問題を内包し、制度の画一性、硬直性による弊害を生じるに至っている。とりわけ、戦後教育改革には、ややもすれば我が国伝統文化の特質・長所の否定、德育の軽視、権利意識と責任意識の不均衡などをもたらした面があったこと、また、それが急激な改革であったために、人格の完成、個性の尊重などの点で不十分な面が多かったことを率直に認めなければならない。

このように、我が国これまでの教育にかんがみると、明治以降の我が国近代教育ならびに戦後教育の功罪をバランスのとれた視点で全面的に見直し、その成果は、これを評価し継承発展させ、その短所や限界は、これを克服することが緊要な課題である。

(3) 一方、時代は、21世紀に向けて、真の国際化への転換、情報中心の文明への転換、さらに人生50年型から80年型社会への転換の時期にさしかかっている。21世紀科学技術文明は、改めて人間の生き方を問い直し、人間性の回復を強く求めることになるであろう。教育もまた、このような時代の要請にこたえる必要がある。

今や、教育荒廃に象徴される様々な病理現象とその根本原因に思いを致しながら、将来に向けて、教育の世界にいきいきとした活力と創造性、豊かな人間性と心の触れ合いを回復することが重要である。

以上のような認識に立ち、教育に人間性を回復し、学校に本来の学校らしさを取り戻すことこそ国民の切なる願いであり、これにこたえて、教育全般を根本的に見直し、新たな観点から、必要な改革を大胆かつ細心に進めなければならない。

第3節 本審議会の役割

以上のことから、今次教育改革において本審議会が果たすべき役割は、次のとおりである。

第一に、国民がその解決を強く求めている教育荒廃の病理現象に対し、応急措置のみではなく、より重要なこととして、その背後にある要因を深く掘り下げて、改革のための総合的、基本的考え方を示すことである。

第二に、今後の社会の変化と文化の発展が人間形成にどのような影響を及ぼすか、その可能性と問題点をよく見定め、21世紀に向けて創造的で活力ある社会を築いていくための教育の在り方を示すことである。

第三に、これまでの教育が社会の急速な変化への対応に追われて見失いがちであった自由と個性の尊重、しつけと自己規律、他者への思いやり、豊かな情操、個と集団の調和、自然や超越的存在を畏敬する心など時代の変化を超えて人間にとって不易なもの的重要性を改めて指摘することである。

第四に、戦後十分には考慮されていなかった我が国の文化、社会の個性をしっかりと見据えて、日本人としての自覚を育む教育の在り方を示すことである。

第五に、文部省をはじめ各省庁、各地方公共団体にわたる制度や施策を上記との整合性を考えながら見直し、改革を図るために基本的方策を示すことである。

本審議会は、このような役割を果たすため、その運営において広く国民の理解と協力を得ること、国民にできるかぎり開かれたものとすること、自由闊達な論議を行うこと、主体的・自主的な運営を行うことなどを方針とした。また、教育改革の緊要性を考えて、結論のまとまったものから逐次答申を行うこととした。

今次教育改革を審議するに当たっては、昭和46年中央教育審議会の「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の答申をはじめ各種の審議会の答申なども検討の際の資料とした。

とくに、この46年答申の諸提案については、その後の時の経過を踏まえ、今日

的視点に立って、これを見直し、評価すべきものは参考とし、先導的試行の提案など今まで実行に移されなかつたものは、その経緯、背景などを教訓として受け止めた。

第4節 改革の基本的考え方

今次教育改革は、教育基本法の精神にのっとって進められるものである。本審議会は、この趣旨に従い、個人の尊厳を重んじ、個性豊かな文化の創造を目指す教育を現実の教育の営みのなかで実現することを願い、また、伝統文化を継承し、日本人としての自覚に立って国際社会に貢献し得る国民の育成を図ることを目標とした。この目標に向けて、教育の現状を踏まえ、時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的な考え方として、以下のように考えた。このうち、「個性重視の原則」は、今次教育改革で最も重視されなければならないものとして、他のすべてを通ずる基本的な原則とした。

教育改革の推進に当たっては、常に教育・研究の質的充実が図られなければならないし、また、国家財政全般との関連において、適切な財政措置が講じられなければならない。

(1) 個性重視の原則

今次教育改革において最も重要なことは、これまでの我が国の教育の根深い病弊である画一性、硬直性、閉鎖性、非国際性を打破して、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任の原則、すなわち個性重視の原則を確立することである。

人間の生命は過去・現在・未来と結ばれており、また、各個人は家庭、学校、地域、国家などの各レベルにおいて複雑な相互依存関係のなかに生きている。

個人の尊厳、個性の尊重の考え方の根本にあるものは、この時間・空間とい

う縦・横双方の広がりのなかで、各個人はそれぞれ独自の個性的な存在であるということ、また、個性的な個人が集まって集団の活力を形成しているということである。

個性とは、個人の個性のみならず、家庭、学校、地域、企業、国家、文化、時代の個性をも意味している。それぞれの個性は相互に無関係に孤立しているのではない。真に自らの個性を知り、それを育て、それを生かし、自己責任を貫くものみが、最もよく他者の個性を尊重し、生かすことができるのである。

また、自由とは、放縱や無秩序、無責任、無規律と全く異なるものである。自由は、重い自己責任を伴うものであり、選択の自由の増大する社会に生きる人間は、自由を享受すると同時に、この自由の重み、責任の増大に耐え得る能力を身に付けていかなければならない。それゆえ、個人の尊厳、個性の尊重、自由・自律、自己責任は、相互に不可分の一体をなすものであり、また、自分を生かすことは他を生かすこと、自分を知ることは他を知ること、自分を尊重することは他を尊重すること、その逆も真であるというように、すべて表裏一体の関係にある。

このように自他の個性を知り、自他の個性を尊重し、自他の個性を生かすことは、個人、社会、国家間のすべてに通ずる不易の理想である。

個性重視の原則は、今次教育改革の主要な原則であり、教育の内容、方法、制度、政策など教育の全分野がこの原則に照らして、抜本的に見直されなければならない。

(2) 基礎・基本の重視

現世代が次世代に対し、その乳幼児期、青少年期において、生涯にわたり主体的に学習していく上で必要な能力や人格形成の基礎・基本をしっかりと教えることは、いささかもおろそかにしてはならないことである。豊かで、多様な個性は、基礎・基本の土台の上にはじめて築き上げられるものである。しかし

ながら、今日、教育荒廃にみられるように、家庭、学校、地域を通じての教育において、人格形成のための基礎・基本がおろそかになっている。

このような認識に立って、強調されなければならないのは、徳・知・体の調和ある発育であり、くわえるに感性と技能の育成である。

学校においては、德育、知育、体育についてさらに基礎・基本の徹底が図られなければならない。

また、思いやりの心、生命を尊重する心、自然を大切にし畏敬する心、責任感や自立自助の精神、自己抑制力、礼節、やさしさや豊かな感受性などは、まず、家庭において育まれるものであって、家庭、地域社会がそれに德育、しつけ、情操教育などに取り組むことが大切である。さらに、身体の健康は人間生活の基礎であり、これを重視するとともに、とくに情報化社会においては、感性と技能の育成について教育上十分配慮する必要がある。

(3) 創造性・考える力・表現力の育成

21世紀に向けて社会の変化に対応できるようとくに必要とされる資質、能力は、創造性や自ら考え、表現し、行動する力である。我が国の学術研究が国際的に貢献していくためにも、これらの資質、能力の育成が今後とくに重要である。

しかしながら、これまでの我が国の教育は、どちらかといえば記憶力中心の詰め込み教育という傾向が強かったことは否定できない。これからの中社会においては、知識・情報を単に獲得するだけでなく、それを適切に駆使し、自分の頭でものを考え、創造し、表現する能力が一層重視されなければならない。

創造性は個性と密接な関係をもっており、個性が生かされてこそ創造性が育つのである。

さらに、来るべき情報化社会は、人間本来の知的能力、情報処理能力を開花させ得る可能性を秘めている。

したがって、とくにこれからの中学校教育においては、基礎・基本の上に、創造性や論理的思考能力、抽象能力、想像力などの考える力、表現力の育成を重視すべきである。

(4) 選択の機会の拡大

明治以降の近代化の達成により、我が国は、教育・文化・生活などの水準が高い国家となった。その結果、国民が教育に期待する内容が高度化、多様化するなど教育需要もまた次第に量から質へとその重点を移しつつある。

このような教育に対する要求の高度化、多様化に柔軟に対応し、これまでの教育の画一性、閉鎖性の弊害を打破する上で、教育における選択の機会の拡大を図ることが重要である。このためには、教育行政や制度もまた柔軟で分権的な構造でなければならず、関連する規制緩和が必要となる。この選択の機会の拡大は、とくに高等教育、後期中等教育の段階で重要である。

(5) 教育環境の人間化

今日、子どもにとって生活・教育環境が悪化している。

学校においては、過熱した受験競争のなかで、児童、生徒の間あるいは児童、生徒と教師の間に、心の触れ合いや人間的なつながり、友情、信頼が失われがちになっている。

また、情報化など科学技術の進歩や都市化の進展により、子どもが家庭や地域社会で人間性豊かに育成されることが阻害され、自然のなかで相互に切磋琢磨する機会が失われてきている。

このため、学校の教育機能と家庭、地域の教育機能との相互の基本的取り方を問い直し、新しい家庭や地域の取り方を模索するとともに、教師ひとりひとりが子どもの心や体を理解するよう努めること、自然環境のなかで心身を鍛錬できるような教育のシステムを導入すること、子どもを取り巻く学校や日常の様々な環境条件について、子どもの豊かな心を育て、たくましい体を作りあげ

るよう配慮することが重要である。

(6) 生涯学習体系への移行

最近の人口構成をみると、将来、青少年人口が減少し、中高年齢人口の比重が高まるることは明らかである。このような変化に対応して、社会の活力を維持・向上させるために、中高年齢者が社会、経済に積極的に参加、貢献でき、生きがいをもって過ごすことができるよう、人生50年型から人生80年型の社会へ移行しなければならない。

さらに、国民の生活水準の上昇、高学歴化、自由時間の増大などを背景として、国民の価値観が高度化、多様化している。今や国民は物質的欲求の充実から質的充実や精神的・文化的充実の方により大きな価値を認めるようになってきており、いわゆる自己実現の欲求が高まるとともに、個性的かつ多様な生き方を求めている。

また、今後の情報化や国際化の進展に対応して、新しい知識や技術を継続的に学習していくことが不可欠になるものと考えられる。

教育に対するこのようなインパクトに対して、生涯を通ずる学習の機会が用意されている「生涯学習社会」、個性的で多様な生き方が尊重される「働きつつ学ぶ社会」を建設することが重要である。

(7) 国際化への対応

国際化時代を迎え、国際化という視点に立って教育の改革を図ることは、我が国の存立と発展にかかわる重要な問題である。また、我が国にかけられる大きな期待にこたえるためにも、今後我が国は、自國文化に対する深い認識と敬愛をもちながら異なる文化に対する幅広い理解と寛容の上に立って、積極的に国際的な貢献を果たしていくとともに、国際的な信頼を得るように努めていくことが必要である。

このような国際化時代に対応して、我が国の教育機関、とくに大学の教育研

究水準を高度化とともに、国際的に開かれたものとし、日本人だけのための閉鎖的教育機関という発想から、世界の人材育成、学術、文化の発展などに貢献し得るようなものに根本的な発想の転換をしていかなければならない。

一方、よき国際人はよき日本人であることを深く認識し、国を愛する心を育てる教育、日本文化の個性をしっかりと身に付けさせる教育とともに、諸外国の文化、伝統などについて理解を深めるための教育が確立されなければならない。

(8) 情報化への対応

21世紀に向けて情報化という新しい時代を迎つつある。我が国がこの歴史的变化に柔軟に対応し、物質的、精神的に豊かな社会を築いていくためには、教育システムもそれに対応したものに改善されていかなければならない。

教育の情報化への対応には、社会の情報化の進展が各種メディアの教育機能を本格的に活性化させる可能性とそれが人間に及ぼすマイナスの要因に教育はどう対応すべきかという側面がある。また、教育自身が、教育の内容、方法などいろいろな面で情報科学、情報技術などの成果をいかに導入、利用すべきかという側面がある。

このような情報化の二つの側面から、学校教育、社会教育その他の教育諸機能の全体を見直す必要がある。

第2部 本審議会の主要課題

本審議会は、内閣総理大臣の諮問の趣旨にこたえて、21世紀に向け社会の変化や文化の発展に対応する教育の実現を期するとともに、今日教育がかかえている教育荒廃現象などの解決を目指して審議するに当たり、次のような課題を検討すべき主要課題として設定した。

これらの主要課題は、第1部第4節に述べた「改革の基本的考え方」を基礎として、3年間にわたる本審議会の審議において検討される。また、第3部で示す「当面の具体的改革提言」は、これら主要課題のうちいわば改革のための突破口となるものとして取り上げた。

1 21世紀に向けての教育の基本的な在り方

21世紀に向けての教育の基本的な在り方については、第1部において、これまでの検討の結果をもとにその方向を示したが、今後さらに、その全体像をより精緻で、明確なものとしていく必要がある。その観点から、次のような諸テーマが十分に検討されなければならない。

(1) 教育の目標

教育基本法の精神が、今後の我が国の教育に生かされるよう、その正しい認識の確立に努める。それを基礎に、21世紀に向けての教育の具体的、実践的な目標と方法を明確なものとするよう努力することが必要である。

(2) 教育の歴史と現状の分析

明治以降の我が国近代教育の特質、功罪、とくに戦後教育改革の特質などについての歴史的分析のもとに、教育荒廃の諸要因、教育の国際比較などを含め我が国教育の現状分析をさらに詳細に行い、バランスのとれた総合評価の確立

に資するとともに、改革すべき問題の所在を明らかにする。

(3) 教育の未来展望

21世紀に向けて、今後10～20年間の我が国社会・文化にはどのような量的、質的な変化が予測されるか、また、それは未来の教育にどのような可能性と問題をもたらすか、未来の教育はこれにどう対処すべきかなどについて検討する。

その際、科学技術文明、情報文明の将来などに關し文明論的考察を加え、また、人間に於て永遠に変わらない、不易なものは何かを省察し、あわせて国際社会あるいは地球社会全体の展望とそのなかでの我が国の役割、我が国社会・文化の個性は何かなどの諸問題を検討する。

2 生涯学習の組織化・体系化と学歴社会の弊害の是正

個性的で多様な生き方が尊重される生涯学習社会の建設に当たっては、なによりも人生の各段階における学習への需要を踏まえた多様な質の高い学習の機会の整備が必要であるが、それとともに社会に出た後も自らの能力、適性や意欲に応じて学習できる途を広く確保しておくことが重要である。

一方、生涯学習社会においては、学習自体の喜びが味わえるとともに、どこで学んでも、いつ学んでも、個人が取得、体得した資格、学習歴、専門的技能などの成果が適切に評価されることが必要であるが、現在、本来多面的であるべき人間の評価が人生の初期に獲得した形式的な学歴に偏って行われている風潮がある。このことが国民の間で学歴獲得競争を生み、学業についていけない者や、非行などの教育荒廃を引き起こす原因の一つとなっている。

(1) 学歴社会の弊害の是正

この課題については、生涯学習社会の建設、学校教育、企業・官公庁の採用などの三つの面から総合的に検討する。その際、とくに、形式的な学歴の有無

で一元的に人間の能力をおしあかるような風潮を改め、人間の評価が多面的に行われるよう評価の在り方について検討する。

(2) 生涯学習体制の整備

人生の各段階に応じた学習機会の整備や、自ら学ぶ意欲にこたえるための高等学校、短期大学、大学、専修学校などへの社会人受入れ制度（教育・訓練休暇、リカレント制を含む）の在り方、各種の教育機関相互や職業訓練機関などの連携と体系化、資格制度、企業内教育・訓練の在り方、さらにカルチャーセンターなど成人の教養教育を含む生涯学習の体系について検討する。

(3) 学校教育の活性化

学校教育が社会の期待に柔軟にこたえ、形式的な学歴と学力を一致させ、活性化していくためには、偏差値偏重の評価から多面的な評価への転換とともに、開かれた多様な教育・学習機会の提供に努める必要がある。このような観点から学校教育の課題を検討する。それとともに、豊かな生活体験を通して個性、創造性の伸長を図り、学ぶことの喜びが味わえるようにするために、学校教育の充実・個性化、教育内容の精選、さらに、適切な進路選択を可能にする職業教育の充実と適切な進路指導の在り方などについて検討する。

(4) 家庭・地域の教育の活性化

子どもの人格形成の基礎・基本を身に付けさせるための徳育、しつけ、情操教育や、人間性豊かに育てるための自然との触れ合い、遊びなどは、家庭、地域が本来担うべき重要な機能である。しかし、今日、家庭、地域の教育機能が低下し、子どもを取り巻く教育環境が悪化している。このような状況に対応し、家庭、学校、地域の教育機能の意義と役割、父親、母親の役割などを見直し、家庭、地域の教育の活性化や学校との連携の在り方について検討する。

3 高等教育の高度化・個性化

我が国の高等教育の規模は、過去20年の間に社会の進展に伴って急速な拡大をとげ、質的、内容的にも変貌し、多様化している。しかしながら、今後国際的視野に立って我が国に要請される高等教育の在り方に照らして現状を評価すると、そこには、検討、改革を要する多くの問題点が見出される。

(1) 高等教育機関の多様化・個性化

新しい時代における高等教育機関は、一つの生涯学習の場であることをも含めて、国民や社会の様々な教育に関する要請に適切に応じていくための中等後教育を広く担うものとしてとらえられる。その多様性・開放性は、社会的要請と学問・技術・技能の発展とに即して、個々の高等教育機関の自発性と責任とに裏づけられて發揮されることが期待され、その意味で従来の大学、短期大学などの設置基準の在り方、内容やその運用の抜本的な見直しが必要である。それに伴い、高等教育機関の修業年限、入学資格、学期、入退学、学業評価の在り方などについても検討を加え、さらに高等教育機関相互の間での連携協力や学生、教員の流動性を拡大する方策を検討する必要がある。

また、開かれた高等教育機関の多様化・個性化を推進するに当たって、大学入学者選抜制度の改革とともに、高等教育の水準を高め、「一般教育」および「専門教育」の在り方を見直すことが重要である。その際、後期中等教育との接続に配慮し、進学に当たっての選択の機会の拡大に資することに努める必要がある。

(2) 学術研究の在り方と大学院

大学の責務の一つは学術の創造、とくに基礎的研究の推進にある。今日、我が国の諸科学ならびに技術は高い水準にあるが、今後さらに科学・技術の研究・開発に努力し、また、未知の分野に挑戦し、それを開拓していく創造力に優れた研究者や、力量ある専門的機能を有する人材を育成することが、従来にま

して強く求められる。自然科学のみでなく、人文科学、社会科学の振興も、新しい世紀をひらくに当たって、いささかも軽視してはならない課題である。このような学術研究の推進上、大学が産・官および種々の研究所などとどのように提携し、機能を分担するかを検討し、それらとの協力関係を密にすることも重要な課題である。

従来、我が国の高等教育における大学院の比重は、欧米諸国に比較すると、著しく小さい。今後の社会の要請に照らしても、その拡充と内容の抜本的改革の検討については、高等教育の多様化・個性化、国際化、学術振興との関連において緊急に取り組む必要がある。

(3) 高等教育機関の組織・運営

以上の諸問題とかかわって、高等教育機関とくに大学の機能を積極的に発揮し、それを活性化し、高等教育充実の基盤をより確かなものとするために、大学などの社会的位置付けならびに大学教員の教育研究活動の評価、教授会を含む大学の組織・運営、設置形態や財政の在り方について基本的な検討を加える必要がある。

4 初等中等教育の充実・多様化

初等中等教育においては、今日様々な問題がみられる。このような問題に対応するためにも、生涯にわたる人間形成の基礎として必要な資質、豊かな個性や社会性を培うための基礎的・基本的事項を修得させ、真の学力とたくましい体、豊かな心を育てることは、初等中等教育の重要な課題である。また、今後の教育においては、道徳性を養い、我が国の文化や伝統についての理解を深めるとともに、日本人としての自覚に立って、他国の文化を尊重し、国際社会において協調しながら行動できるような資質の育成を図る施策の充実を進めることも必要である。

(1) 教育内容の基本的在り方

時代の進展を展望し、また、学校教育の現状や今日の社会の状況を考慮し、人間性豊かな児童、生徒の育成を目指して、就学前教育の在り方を含め教育内容、方法の基本的方針（学習指導要領、教科書を含む）について検討する。

(2) 学校制度

現行の学校制度について検討を行う。とくに、中等教育について一層多様化、弾力化を図る必要があり、また、これから社会の変化に対応して、生涯教育の観点に立った中等教育の機会の提供について検討する。また、高等学校入学者選抜方法については、偏差値偏重の教育の是正などを図るために、その選抜方法を多様にするなどの方策を検討する。

(3) 優育

今日、青少年にみられる規範意識の低下などにかんがみ、学校における道徳教育の活性化を図るとともに、学校、家庭、地域における諸活動を通じて徳性を養うための方策を検討する。

(4) 健康教育

児童、生徒の心と体の成長・発達、健康の増進を図り、また、自然との触れ合いのなかで集団生活を体験することにより人間と自然とのかかわりについて理解を深めることは重要である。このため、健康教育の在り方、自然の中での集団生活の実施などについて検討する。

(5) 障害者教育

心身に障害のある児童・生徒等に対して適切な教育を行うため、障害者の教育の在り方について検討する。

(6) 学級編制など教育諸条件

児童、生徒が個性に応じ適切な教育を受けられるよう、学級編制・教職員定数の改善、大規模校の解消など教育条件の整備について検討する。

5 教員の資質向上

現状の教育荒廃を克服し、教育活動の質的水準を高めるためには、教員の果たす役割がとりわけ重要である。教員には、児童、生徒に対する教育愛、高度の専門的知識、実践的な指導技術が不可欠である。また、学校教育を活力あるものとするためにも教員としての自覚を高めるとともに、その専門性の向上を図る必要がある。このため、教員の資質向上の方策について、養成、採用、研修、評価などを一体的に検討する。

6 国際化への対応

国際化時代に対応して、我が国の教育機関を国際的に開かれたものとするとともに、国際社会に生きる日本人の育成を期して、留学生の受け入れ、外国の高等教育機関との交流、学術研究上の国際協力、国際理解教育、語学教育、海外子女・帰国子女教育などの在り方について検討する。

7 情報化への対応

社会の情報化を真に人々の生活の向上に役立てる上で、人々が主体的な選択により情報を使いこなす力を身に付けることが今後重要である。また、各種ニューメディアの発展に伴い、家庭、学校、社会を通じ、従来の教育システムを生涯学習社会の建設に向けて柔軟なものへと転換することが必要である。

このような観点から、家庭、学校、地域を通じた教育へのニューメディアの健全な活用、情報化社会における教育内容、方法、情報化社会に対応した人材の育成などについて検討する。

8 教育行政財政の見直し

我が国の教育の現状と問題点は、教育制度や施策などの在り方と深くかかわっ

ている。この観点から、制度・施策に加え、その運用と国、地方の教育行政機関の在り方などについて検討が必要である。

また、教育に関する経費負担、財政の在り方も、重要な事項である。

したがって、過去の「第1の教育改革」、「第2の教育改革」などの教訓に学びつつ、教育の現状を踏まえ、未来を展望しながら、我が国教育行政財政の抜本的な見直しを行わなければならない。

(1) 教育における官民の役割分担

教育における官（国・地方公共団体）、民（学校法人や民間の各種法人・団体・個人）の役割を明確にし、あわせて、義務教育、教科書検定、学習指導要領、学校設置基準などにかかわる許認可や規制について、文部省の指導、助言など実態面を含め、広く見直す。

さらに、民間教育機関、教育産業、知識産業などが教育に大きな実質的影響を及ぼしている実態にかんがみ、その在り方を検討する。

(2) 教育における国・地方の責任と役割分担

上記(1)の検討に基づき、国（文部省）と地方公共団体（都道府県教育委員会、市町村教育委員会など）の責任と役割分担について検討を進める。

また、教育委員会については、とくに市町村教育委員会の権限と責任を再確立するという観点から、その充実と役割の明確化などを検討する。

(3) 学校の管理運営の在り方

学校の適切な管理運営を確保することは、教育の正常な実施のために、極めて重要なことである。このような観点から校長の権限、学校の組織など学校の管理運営について見直しを行う。

(4) 教育費・教育財政の在り方

教育に関する経費負担、財政に関し、官民分担のあるべき姿、各種補助金、父母の教育費負担などについて検討する。

第3部 当面の具体的改革提言

第1部第1節にみられる教育の現状の改革を求める国民的要請は切実なものがある。本審議会は、この要請にこたえるため、第2部に述べた主要課題のうち、早期に対応することが求められているいくつかの課題について、優先的に検討を進めてきた。

以下の具体的改革提言は、これまでの審議において結論が得られたものを取りまとめたものである。

まず、本審議会は、受験競争の過熱やいわゆる教育荒廃の要因・背景として、学歴偏重の社会的風潮があることにかんがみ、学歴社会の弊害のは正の問題を取り上げた。

次に、現在の我が国では、大学への進学をめぐって特定大学への過度の入学希望者の集中、偏差値によるいわゆる輪切り現象、それに伴う大学の序列化などの状況が強まっている。このことが各大学の特色を希薄なものにしていく傾向をもたらすとともに、高等学校以下の教育にひずみを与え、児童、生徒の心身の健全な育成を妨げている結果となっている。一方、高等学校教育の内容が多様化し、大学に学ぶ者の数が著しく増大していることから、高等教育がより多彩なものとなることが求められている。このような状況に対応して、高等教育と中等教育の適切な接続の在り方を考えることが緊急な課題である。本審議会は、このような認識に立って、大学入学者選抜制度の改革に取り組んだ。

さらに、現在の学校教育をめぐる問題の多くは、高等学校にみられる不本意入学や中途退学などの問題を含めて、とくに中等教育段階において顕著に現れている。また、進学率の向上に伴って後期中等教育段階における生徒は、進学目的、学習意欲、適性、興味、関心において極めて多様になっている。このような状況にかんが

み、青少年に選択の機会を拡大するという考えに立って、中等教育に多様な学習の機会や内容、方法を設け、それぞれに高等教育その他中等教育後の教育・訓練にいたる多様な進路を用意し、常に青少年に挑戦の可能性と将来への明るい希望をもたらせることが必要である。このような視点から、教育制度の改革の突破口として、大学入学資格の自由化・弾力化、6年制中等学校、単位制高等学校について提案することとした。

以下の提言は、いずれも、第1部第4節で述べた「改革の基本的考え方」に基づいて今後取り組む課題の改革の端緒をなすものである。

第1節 学歴社会の弊害の是正のために

学歴社会の弊害は、今日の教育・学習システムのみならず、社会慣行や人々の行動様式に深く根ざしていることから、生涯学習社会の建設を目指すなかで、長期的な視点に立って解決される面が大きいものと考えられる。それとともに、学校教育面、企業・官公庁の採用などの面の三つの面から総合的に是正策が展開されなければならない。

とくに、学校と企業・官公庁の両者は、互いに責任を転嫁することなく、連携協力関係を確立し、それぞれ積極的に弊害のは正に努めることが望まれる。

このため、学校教育を改革することはもとより必要であるが、企業・官公庁においても、多様な能力の評価を行う観点などから採用人事や人事管理の改善について、組織の活性化を図る上からもなお一層の積極的な努力を求めたい。

ア. 我が国は学歴が偏重されている社会である（学歴偏重社会）との認識は、個人に対する評価が、「なにをどれだけ学んだか」よりも「いつどこで学んだか」が重視され、しかもそれが個人の価値、能力や個性の評価にまで影響を及ぼしている現実があることによるものである。このため、人生の初期に形式的な学

歴を獲得しなければならない状況になっている。つまり、教育・学習歴が必ずしも適正に評価されていないきらいがあるという問題、そして、学習自体の喜びが奪われているという問題が生じている。

明治以来、我が国は、欧米先進工業国に追い付くことを国家目標の一つとし、教育もこの時代の要請に沿った人材を養成することに努めてきた。このため、政府は学校教育制度を政策的に整備し、すべての国民に共通した基礎的学力を身に付けさせ、また、広く人材登用を可能にして社会を活性化した。このことが、我が国の社会経済の発展のエネルギーになったことは評価すべきである。反面、戦前の官公庁、大企業などにおいては学歴に基づく待遇差や賃金格差を設けるといいわゆる学歴社会が形成されたが、このことが学歴が偏重されているとの認識が生まれる歴史的背景となった。また、戦後における被雇用者の割合の上昇に伴うホワイトカラーの増大、進学率の急上昇などを背景に、有名大学重視の傾向が強まってきた。

さらに、学校、社会を通じて、多様な教育・学習の機会やコースが現在必ずしも十分に用意されておらず、また、いったん社会に出た後に改めて学歴や資格を取得することや自らの能力開発を行うことが容易でないという状況もある。

一方、学歴が個人の社会的威信を表す尺度として意識され続けている背景には、自らの潜在能力を証明したいという心理的満足や文化的満足を求める要素もある。また、我が国は、もともと民族、言語、文化などの同質性が高く、また、財産などの差も諸外国に比べ小さいこともあって、学歴や入試の成績が教育・学習歴の評価の一指標であるにもかかわらず、事実上人間の能力のすべてを表す尺度であるかのようにみなされるようになってきている。

職業生活にかかる面では、なお、企業・官公庁における採用人事などについて、例えば、指定校制をとる企業が残っていることや就職協定違反の採用（青田買い）が多く行われていることなど、依然として有名校重視の風潮が残

っている。しかし、社会で成功する要素として学歴を挙げるものは、諸外国と比べれば少なく、また、近年の経済社会環境の変化に伴い、企業などが個性、創造性豊かな人材をより強く求めるようになってきたことなどから学歴格差は大きく減少しつつあることも疑いない。とりわけ厳しい企業間競争があるために、出身学校にとらわれない実力中心の人材登用の傾向が以前より強くなっている。

以上のような状況のなかで、国民は、たとえ学歴が職業上必ずしもとくに大きな経済的利益をもたらさなくても、将来の社会生活における「保険」として、自分の子弟にひたすら高い学歴をつけさせようとする激しい競争が展開されている。

イ. 学歴社会の弊害の是正策は、次の三つの基本方向から展開されなければならない。

第一の方向は、21世紀へかけて長期的目標として生涯学習社会を建設していくことである。すなわち、学歴偏重社会においては、「いつどこで学んだか」が個人に対する評価として重視されるのに対して、生涯学習社会は、「なにをどれだけ学んだか」を評価する社会である。

第二の方向は、学校教育における改革である。

これらの課題は、第2部に述べた主要課題に含まれており、今後積極的に審議を進める。

第三に、企業・官公庁においては、採用、評価などの人事管理において多様な能力が評価されるよう、次の諸点にわたり、一層積極的に努力していくことが望まれる。

① 特色ある教育を行っている学校を適切に評価し、また、有名校の重視につながる就職協定違反の採用（青田買い）を改め、指定校制を撤廃するなど就職の機会均等を確保するとともに、特定の学校に過度に偏らない、多様な学

校からの採用

- ② 形式的学歴に依存することなく、個人の学力を適正に評価するとともに、
気力、体力、創造力など社会の変化に主体的に対応できる能力、適性などについての多面的かつ個性的な評価を行う、多様な人材の採用
- ③ 専修学校や職業訓練機関などを通して、資格、専門的技能などを獲得した者を評価する観点からの新規学卒者以外の採用の弾力化
- ④ 高卒者と大卒者に区分された固定的な採用方法や評価についての検討
- ⑤ 採用後の学習歴、資格、専門知識の取得など自己啓発努力の積極的評価の実現
- ⑥ 採用後の昇進、昇格などの人事管理についても、能力中心主義の一層の促進

ウ. 学歴が今日意味する実態、将来の方向を国民の前に明らかにし、子どもの個性が十分に尊重され、多様な生きがいのある人生を過ごせる進路指導、進路選択が行えるよう、教員、父母に対する十分な情報を提供する必要がある。

また、地方の経済社会とそれぞれの地域の大学などとの間で、教育研究における連携や雇用機会の確保などについての協力関係を深めることにより、地域の産業を支える中小企業などの活性化を図り、働きがいのある職場を作り出していくことが望まれる。

第2節 受験競争過熱のは正のために

(1) 大学入学者選抜制度の改革

高等教育への進学を希望する者に対して選抜を行うのは、高等教育の分野に応じてそれぞれ一定の資質や適性がそこに学ぶ者に要求されるためであり、また進学希望者の数に比べて高等教育の全体や個別の分野の収容力に限りがあるためである。社会がどれほどの規模、内容の高等教育を必要とし、それを維持

することができるかは、時代の進展に即して不断に検討すべき問題である。我が国社会の将来を考えると、現在の段階でも、国公私立を通じ高等教育について、質、量ともに整備、充実し、内容において多様化、個性化を図ることは、極めて重要な基本的課題である。

差し当たって昭和67年度をピークとする18歳人口の急増期については、すでに大学設置審議会大学設置計画分科会により立案されている「高等教育計画的整備」を踏まえ、適切な諸方策を講ずることが必要である。

また、入学者選抜が厳格であるのに対し、進級・卒業が比較的容易であることが我が国高等教育の一般的傾向であるとされるが、この現状を是正し、大学における教育をより充実させるとともに、入学後の学業評価を厳正に行い、大学の教育責任を果たすことは、もとより必要である。その前提の下に入学の門をより広く開放する試みも、大学の自主的判断において進められることが望ましい。

さらに、我が国の大学入学者選抜においては、学力検査の点数を重視し、その客觀性と公正性に依存する傾向が強い。そのこと自体は理由のあることであるが、入学者選抜方法の改善を図るためには、人間を多面的に評価し、選抜の方法や基準の多様化、多元化を図らなければならない。

くわえて、大学入学者選抜は、基本的に各大学が期している教育研究の水準に沿って責任をもって自主的に行われるべきものであり、その改革に当たっても、各大学の自主性が尊重されなければならない。それとともに、今日の社会では、高等学校以下の教育の正常化など選抜の公共性にも配慮しなければならない。

これらの点を踏まえ、本審議会は、当面の大学入学者選抜制度の改革のため、以下のような提案を行う。

偏差値偏重の受験競争の弊害を是正するために、各大学はそれぞれ自由にして個性的な入学者選抜を行うよう入試改革に取り組むことを要請する。

また、現行の国公立大学共通1次試験に代えて、新しく国公私立を通じて各大学が自由に利用できる「共通テスト」を創設する。この共通テストの実施のため、国公私立の各大学が対等の立場において利用でき、高等学校関係者が参画し得るよう、大学入試センターの設置形態や機能について検討し、その改革を進める。

これとともに、各大学の入試担当機能の強化、進路指導の改善、国立大学の受験機会の複数化、高等学校職業科卒業生などへの配慮についてもその推進を図る。

ア. 共通テストは、良質の試験問題を確保し、それにより高等学校教育の内容を尊重し、高等学校レベルにおける生徒の着実な学習の到達度を生かすとともに、各大学での多様で個性的な選抜の実現に資することを目的とするものである。共通テストにおいては、国公立大学共通1次試験の経験の結果指摘されている種々の問題点を解消するため、良質の試験問題の再利用、マーク・シート方式の改善、採点区分の簡素化、資格試験的な取扱い、自己採点方式の廃止、受験生への得点の通知、総点主義に限らない弾力的利用などを積極的に図るほか、共通テストを利用するか否か、利用するとしてもどのような利用方法をとるかは、国公私立を通じた各大学の自主的な判断に委ねることとする。利用する教科・科目についても各大学の選択によることとし、1科目のみの利用も可能とする。共通テストの実施時期、実施回数の複数化も実情に即して検討すべきであり、また、その種類、内容も单一であることを要しない。もとより、国立大学協会あるいは大学の様々なグループがグループ内で協議して共通に利用することも妨げない。また、短期大学の利用も考えられる。

共通テスト実施のため、大学入試センターの設置形態や機能を検討する場合、大学入試センターに、大学進学希望者に適切な進路指導を行うための諸活動、すなわち大学と高等学校の間の情報交換のための仲介機能、さらには、共通テストのみならず大学入学者選抜にかかる調査研究機能を付与することを考慮すべきである。あわせて大学入試センターに要する経費負担の在り方、共通テスト試験手数料と各大学の受験料の取扱いなどについても、受験生および各大学がそれぞれ最も利用しやすい形を実現する方向で検討を進めることが望ましい。

イ. 現在、各大学の入学者選抜の体制は概して脆弱である。各大学でのアドミッション・オフィス（入試担当部門）の設置または強化を図る必要があり、その推進に必要な措置を講ずるべきである。

ウ. 現在行われている進路指導は、偏差値重視に偏り、不本意入学の傾向を助長している。このような状況を是正し、受験生の能力、適性、志望に応じた適切な進路指導を実現するためには、大学入試センターの積極的な仲介機能に期待するとともに、全国的にも地域的にも、各大学と高等学校の間での交流を深めるような試みや、これらの学校と社会相互間の協力の推進を図ることが望ましい。

エ. 国立大学の受験機会が事実上1回に限定されていることから、受験生は志望や適性にかかわりなく合格可能性の高い大学を選択しがちであり、受験生や一部国立大学からは受験機会の複数化が強く求められている。これにこたえ、国立大学において、その実現に積極的に取り組むことを期待する。具体的検討に当たっては、1期校・2期校制当時の弊害が生じないような適切な方策を講ずることが望まれる。

オ. 高等学校職業科卒業生については、高等学校教育や高等教育の多様化を進める観点から、試験方法の改善、推薦入学の拡大などにより大学入学者選抜上特

段の配慮を行う必要がある。

また、帰国子女や社会人については、国際化の推進、生涯教育の立場、リカレント教育の要請の見地から、その特別選抜の質、量にわたる改善が一層促進される必要がある。さらに、身体に障害のある者については、障害の種類・程度と本人の能力、適性に応じ、一般学生と同様に大学進学の道が開かれる必要があり、今後なお一層の改善への努力が払われるべきである。

カ. 大学入学者選抜制度の改革は、我が国の社会にとって重要な公共的問題であるので、以上の諸提案について、政府を中心に関係者において、早急に具体的検討が進められ、その実現が図されることを期待する。

とくに、共通テストの実現や大学入試センターの改革を図るためには、国公立大学および高等学校関係者などが対等の立場で参加する専門的、具体的検討を行うための協議の場を設け、速やかに所要の措置を講ずることが適当と考える。

(2) 機会の多様化・進路の拡大

①大学入学資格の自由化・弾力化

高等教育の門は可能なかぎり多様で幅広くすべきであるとの基本的認識の下に、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業者などに対し、大学入学資格を付与することについて、政府においてできるかぎり速やかにその具体的方途を検討すべきである。

今後、高等教育の多様化・個性化が一層推進されること、また、後期中等教育の活性化のため高等教育への多様な道が開かれるべきであることを考えると、高等教育の門は可能なかぎり多様で幅広いものとしていくことが基本的必要である。このような要請にこたえて、大学入学資格についても、

その対象範囲をできるかぎり広げていくことが今後の緊要な課題となっている。このような見地から、修業年限3年以上の高等専修学校の卒業者、その他の教育訓練施設の卒業者などに対して、関連する諸制度との整合性にも配慮しながら適切な方策を講ずることにより、大学進学の道を開いていくことが必要である。

②6年制中等学校

現行の中学校教育と高等学校教育を統合し、これを青年期の教育として一貫して行うことにより、生徒の個性の伸長を継続的、発展的に図ることを目指す新しい学校として、地方公共団体、学校法人などの判断により、6年制中等学校を設置できるようにする。

ア. 中等教育の段階は、青年期における教育として、生徒の個性を伸長する上で極めて重要な時期である。したがって、中等教育は、この青年期にある生徒の多様性や、今後の時代に即応できるように、その構造を柔軟なものとするとともに、多様な教育の機会を提供できるようにする必要がある。これを進める方策の一つとして、現行の中学校および高等学校のほかに、6年制中等学校を設置者の判断により設置できる道をひらこうとするものである。

なお、現行制度の下においても、中学校と高等学校とが連絡提携することにより、中学校教育と高等学校教育を一層有機的、一貫的に行うことができるよう、教育の内容の在り方を検討すべきである。

イ. 6年制中等学校には、6年間にわたる計画的、継続的な教育・指導によって、効率的、一貫的な教育を行うことができること、中等教育を前期・後期の3年の短期間に区切ることなく、6年間とすることにより、中学校教育と高等学校教育の接続を円滑にし、落ち着いた、安定的な学校生活を過ごすことができる

ことなど、長所がある。他面、中学校教育から高等学校教育への節目がなくなり、変化をもたせにくく、中だるみが生じやすいこと、進路選択の決定の時期が早まるおそれがあることなど、留意すべき点がある。

これらは、現行中学校3年、高等学校3年の制度の長所、問題点と表裏の関係にあるので、6年制中等学校は、この学校の創設の趣旨を生かせる教育の分野、地域、あるいは実現の条件が整う場合に、地方公共団体、学校法人などの判断により、設置することができることとするものである。

ウ. 6年制中等学校の特色は、青年期における生徒の個性、適性を組織的、継続的に把握し、一貫的、発展的な教育を行うことにより、このような観点から予想される教育の類型を考えると、例えば、次のようなものが挙げられる。

第一は、芸術、体育、外国語など、専門的、一貫的な教育・訓練を比較的早くから行うことが有効と考えられる分野である。

第二は、各種の専門のコースを複合した教育であり、新しい産業構造や社会生活の変化に対応する、従来の専門教育の枠をこえた、新しい専門コースが考えられる。

第三は、普通教育と専門教育を複合あるいは統合した教育であり、普通教育と専門教育の二元的考え方を柔軟にする必要があるとの認識に基づくものである。

第四は、理数科などの教育であり、自然科学や数学に強い興味をもち、その学習に対する相応の能力を高める上で意義がある。また、情報科学の教育もこのタイプの例として設置が考えられる。

第五は、以上のほかに、6年制中等学校の設置の趣旨にふさわしい教育を行う学校である。例えば、最終学年において、教科の枠組にとらわれない総合的な学習の実施や特別の事項の教授・研究、あるいはそれまでの不十分な学習の補充を図る試みは、この範疇に入る。

なお、普通科を設置する場合には、大学受験の準備教育に偏しないようにする必要がある。

エ。修業年限は、6年とし、この学校の第3年次修了者は、中学校を卒業した者と同等に取り扱われることとする。

コース間、学科間の移動など進路変更については、継続的な指導によって、円滑に行われるよう配慮する必要がある。

オ。6年制中等学校における入学者の選抜方法については、受験競争を激化させることのないよう、例えば、ペーパーテストのみの選抜を避け、面接、実技、適性検査、調査書、抽選など多様な方法により行うことも考えられる。

カ。高等教育との関連については、この学校において教育を受けた者が、さらに体系的、発展的な学習ができるよう、例えば、専門教育を重視した6年制中等学校から大学へ進学を希望する者が、大学入学者選抜試験において不利にならないようにするなど、その接続について配慮する必要がある。

キ。教育内容の在り方、身分、免許、給与体系など教職員に係る問題、学級編制、教職員配置、施設、設備などについては、中学校または高等学校に係る制度に準じ、かつ、この学校の特性が発揮できるよう、適切な措置を検討する必要がある。

③単位制高等学校

学習者の希望、学習歴、生活環境などに応じて高等学校の教育が容易に受けられるようするため、個別的に教科・科目の単位の取得の認定を行うとともに、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う機能をもつ新しいタイプの高等学校（単位制高等学校）を設置できるようにする。

ア。社会の変化、発展に伴い、自己啓発や生活の向上を図るため、教育や学習の

機会の整備、拡充は、今後も継続してしていく必要がある。このような状況にかんがみ、生涯学習の観点に立って、高等学校での履修形態の多様化を進める方策の一つとして、単位制高等学校を設置できるようにするものである。

イ。単位制高等学校においては、

① 生徒は、必要に応じ、選択する教科・科目を学習し、所定の成績を得た者について、当該教科・科目の単位の取得を認定する。

② かつて在籍した高等学校において取得した単位、大学入学者選抜試験の合格科目の認定単位などを累積加算し、所定の要件を満たしたときは、その卒業を認定する。なお、この高等学校のみで単位を修得する者については、3年以上の在籍を要件として、その卒業を認定する。

③ 高等学校以外の他の教育施設（外国における教育施設を含む）における学習の成果については、一定要件の下に、高等学校における単位として累積加算できるようにする。

ウ。授業については、できるかぎり生徒の希望する時間帯に学習することができるようするため、日曜日や夜間などにおける授業、短期間の集中的授業あるいは他の教育施設での授業など、多様な形態により行うこととする。

エ。教職員配置、学級編制、施設、設備などについては、この学校の特性が発揮できるよう、適切な措置を検討する必要がある。

オ。なお、単位制高等学校の設置に伴い、現行の定時制、通信制教育との関係について検討する必要がある。

臨時教育審議会会長・委員

会長 岡本道雄 科学技術會議議員

委員 石川忠雄 慶應義塾塾長・慶應義塾大学長

中山素平 ~~日本~~日本興業銀行特別顧問

天谷直弘 ~~日本~~国際経済交流財団会長

有田一壽 社会教育団体振興協議会副会長・西日本工業学園理事
長

飯島宗一 名古屋大学長

石井威望 東京大学教授

内田健三 法政大学教授

岡野俊一郎 日本オリンピック委員会総務主事

金杉秀信 全日本労働総同盟顧問

木村治美 千葉工業大学教授

香山健一 学習院大学教授

小林登 国立小児病院小児医療研究センター長

齋藤正 国立劇場会長

齊藤斗志二 ~~日本~~日本青年会議所直前会頭・大昭和製紙顧問

須之部量三 杏林大学教授

瀬島龍三 伊藤忠商事~~相談役~~

溜昭代 千葉市立園生小学校教諭

堂垣内尚弘 北海学園大学教授

戸張敦雄 新宿区立戸山中学校長

中内功 ~~日本~~ダイエー代表取締役会長兼社長

細見卓 海外経済協力基金總裁

三浦知寿子 (曾野綾子) 作家

水上忠 東京都教育委員会教育長

宮田義二 日本鉄鋼産業労働組合連合会最高顧問